

ISO8124-1 と ST 基準第 1 部との差異

ISO8124-1:2022	ST 基準	ISO と ST 基準の差異	3 才未満対象の玩具への影響
	序文	「おもちゃは、子ども達の健全な育成に資することが求められますので、ST マーク制度では、ST 基準への適合だけでなく、差別・虐め、卑猥、動物虐待、麻薬・薬物使用、入墨、喫煙・飲酒誘因といった要素も考慮に入れています。」と記載している。	
1. 適用範囲	1. 適用範囲	別途	
2. 引用規格	2. 引用規格	ISO に同じ。	
3. 用語と定義 3.1～3.87	3. 用語と定義 3.1～3.84	基本、ISO に同じ。（下記は異なる箇所） 3.64 リモート・コントロールの飛行玩具 ST では、（注 2）として「日本の航空法は、100g 以上のドローンに規制がある。」との記載を追加した。 3.83 玩具のバッグ「注」（Note）の記述。 ST は、「玩具又はその部品を子供の手の届かないところに保管するためにのみ使用される袋は、「包装」とみなされる。」とした。 ISO 規格の「注」の文言は下記のとおり。 「玩具またはその部品を保管するためにのみ使用される袋は、それが子供にとって魅力的であるかどうかに関わらず、例えば、明るい色であるか、子供にとって魅力的な特徴を持っているかどうかに関係なく「包装」とみなされる。このような特徴だけでは、玩具のバッグと定義するのに十分ではない。」 （「3.84 玩具自転車」「3.86 玩具スクーター」「3.87 ヨーヨー」は、ST では、「対応する要求事項」を設けないため、定義を置いていない。）	玩具のバッグ「注」は、ST の方が ISO より要件が厳しい。 （「包装」の要求事項が適用される。） 玩具自転車、玩具スクーターは「子供用特定製品」ではない。 ISO のヨーヨーの要求事項に該当する製品は、3 才未満の玩具には無いと想定。

第4章 要求事項

ISO8124-1:2022	ST 基準（項目・番号）	ISO と ST 基準の差異	3才未満対象の玩具への影響
4.1 通常の使用	4.1 （同左）		
4.2 合理的に予測可能な濫用	4.2 合理的に予測可能な濫用	ISO は「96 ヲ月未満」を対象。 ST は、落下試験以外は「36 ヲ月未満」を対象 （落下試験（5.22.2）は「96 ヲ月未満」を対象）	「3才以上の玩具」で試験項目に差異。 （「3才未満対象の玩具」については、 ISO と ST は同じ）
4.3 材料	4.3 （同左）	ISO に同じ。	
4.3.1 材料の品質	4.3.1 （同左）		
4.3.2 膨張材料	4.3.2 膨張材料	ISO は 50%超の膨張をしても、20 mmのゲージを通過すれば可。 ST は 50%超の膨張は不可。	STの方がISOより要求事項が厳しい。
—	4.3.3 詰め物材料		ST 独自の要求事項
—	4.3.4 ガラス及び陶器		ST 独自の要求事項
4.4 小部品	4.4 （同左）	ISO は、「クレヨン、チョーク、鉛筆、ペンなどの筆記用具、模型用粘土(類似製品を含む)、フィンガーペイント、水彩絵の具、絵具セット、絵筆、風船」を小部品の要求事項の除外品目としているが、ST は対象品目としている。	STの方がISOより要求事項が厳しい。
4.4.1 36 ヲ月未満の子供を対象とした玩具	4.4.1 （同左）	ST は、「水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具の空気栓」を除外品目としている。	左記の製品は「子供用特定製品」の対象製品から除外されている。
4.4.2 36 ヲ月以上 72 ヲ月未満の子供を対象とした玩具	4.4.2 36 ヲ月以上 72 ヲ月未満の子供を対象とした玩具	適用除外となる小部品 （ISO は「濫用試験で放出されたもの」。ST は「落下試験で放出されたもの」）	3才以上対象の玩具の要求事項である。 （「乳幼児用玩具」には適用されない。）
4.5 特定の玩具の形状・寸法・強度	4.5 （同左）	ISO に同じ。	
4.5.1 握り締め玩具、がらがら、留め具、その他の特定の玩具、及び玩具の構成部品			
4.5.1.1 一般			
4.5.1.2	4.5.1.2	ST 基準は、c) 噛む試験(5.3.1)の要件を追加している。	STのほうがISOより要件が厳しい。
4.5.1.3 4.5.1.4	4.5.1.3 4.5.1.4	ISO に同じ	
4.5.2 小球	4.5.2 小球	「36 ヲ月以上 96 ヲ月未満対象」について、ISO は濫用試験、ST は落下試験のみを実施。	3才以上対象の玩具の要求事項である。 （「乳幼児用玩具」には適用されない。）
4.5.3 ポンポン	4.5.3 （同左）		
4.5.4 幼児用遊び人形	4.5.4 （同左）		

4.5.5 玩具のおしゃぶり	4.5.5 (同左)	ISO に同じ	
4.5.6 風船	4.5.6 (同左)		
4.5.7 ビー玉	4.5.7 (同左)		
4.5.8 半球形の玩具	4.5.8 (同左)		
4.6 縁部	4.6 縁部	ISO に同じ	ST のほうが ISO より要件が厳しい。
4.6.1 ガラス又は金属製の 接触可能な鋭い縁部	4.6.1 ガラス又は金属製の 接触可能な鋭い縁部		
4.6.2 機能的な鋭い縁部	4.6.2 (同左)		
4.6.3 金属製玩具の縁部	4.6.3 (同左)		
4.6.4 プラスチック成型加 工の玩具の縁部	4.6.4 (同左)		
4.6.5 露出したボルト又は ねじ付きロッドの縁部	4.6.5 (同左)		
4.7 先端	4.7 先端	ISO に同じ	ST のほうが ISO より要件が厳しい。
4.7.1 接触可能な尖った先 端	4.7.1 接触可能な尖った先 端		
4.7.2 機能的な尖った先端	4.7.2 (同左)		
4.7.3 木製・竹製の玩具	4.7.3 (同左)		
4.8 突起	4.8 (同左)		
4.8.1 一般	4.8.1 (同左)	ISO に同じ	
4.8.2 入浴用玩具の突起	4.8.2 (同左)		
4.9 金属ワイヤー (針金) 及び金属棒	4.9 (同左)		
4.10 玩具及び包装の中のプ ラスチック・フィルム 又はプラスチック・バ ッグ	4.10 玩具及び包装の中の プラスチック・フィルム又 はプラスチック・バッグ	ISO 規格の文言は「in toys」となっているので、ST では確認的に 「包装」を明記し、「玩具及び包装」との文言にした。(ISO 規格も 「包装」を含むと解釈されている。)	ISO と ST とで内容には異同はない。
4.11 コード	4.11 コード	ISO は適用除外品目に「そり・トボガンを引くためのコード」を挙 げている。 ST では、「そり」や「トボガン」は (要求事項を設けず) 適用対象 から除外しているため、「そり・トボガン」の記載は削除した。	「そり」や「トボガン」は子供用特定製 品の適用対象ではないと認識している。
4.11.1 一般	4.11.1 一般		
4.11.2～4.11.11	4.11.2～4.11.11	ISO に同じ。	
4.12 折畳み機構	4.12	ISO に同じ。	

4.13 穴、隙間及びメカニズム（機構）への接触可能性 4.13.1～4.13.2	4.13 4.13.1～4.13.2	ISO に同じ。	
4.13.3 乗用玩具のチェーン又はベルト	削除	玩具自転車のための要求事項だが、（玩具自転車を対象製品から除外しているため）ST には取り入れない。	「玩具自転車」は子供用特定製品の適用対象ではない。
4.13.4 その他の駆動機構	4.13.3（同左）	ISO に同じ。	
4.13.5 巻き取りキー	4.13.4（同左）		
4.14 バネ	4.14（同左）		
4.15 安定性及び過荷重の要求事項 4.15.1 乗物玩具及び座席の安定性	4.15 安定性及び過荷重の要求事項 4.15.1 乗物玩具及び座席の安定性	ST は、「滑り台、ジャングルジム、シーソー等について、4.15.1.5 を適用する旨を規定している。 （これら製品は ISO8124-1 の適用対象ではないため、ISO8124-1 には対応する記述はない。）	左記の製品は、子供用特定製品の対象製品ではない。
4.15.1.1 一般	4.15.1.1 一般	ST は、「揺り木馬」が対象になることを明記（確認的規定） ST は、「その他の子供の全体重又はその一部を支えるよう設計された玩具」（滑り台、ジャングルジム、シーソー等）について、「4.15.1.5」（ST 独自の要求事項）を適用する旨を規定している。	同上
4.15.1.2	4.15.1.2	ISO に同じ。	
4.15.1.3	4.15.1.3	ISO に同じ。 ST は、対象となる製品を例示（電動式の乗物玩具、揺り木馬等）	
4.15.1.4	4.15.1.4	ISO に同じ。	
—	4.15.1.5 子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性	「その他の子供の全体重又はその一部を支えるよう設計された玩具」（滑り台、ジャングルジム、シーソー等）についての「安定性」の要求事項	同上
4.15.2 乗物玩具及び座席の過荷重	4.15.2（同左）	ST は、例示「滑り台、ジャングルジム、シーソー」を記載した。ISO の「玩具用スクーターには 4.15.2 は適用しない」との記述を削除した。	同上
4.15.3 静止している床面玩具の安定性	4.15.3（同左）	ISO に同じ。	
—	4.15.4 一人乗りのぶらんこ・類似玩具	「一人乗りのぶらんこ」についての要求事項（吊り下げの鎖、保護枠など）	「ぶらんこ」は子供用特定製品の対象製品ではない。
4.16 閉鎖的な包囲体	4.16（同左）		

4.16.1 換気		ISO に同じ。	
4.16.2 閉める仕組	4.16.2 (同左)		
4.16.3 頭を覆う玩具	4.16.3 (同左)		
4.17 顔を覆うアイテム及び模造保護具	4.17 (同左)	ISO に同じ。	
4.18 発射体付玩具	4.18	ISO に同じ。	
4.18.1 一般	4.18.1 (同左)		
4.18.2 発射体	4.18.2 (同左)	ISO に同じ。	
4.18.3 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具	4.18.3 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具	ISO は「3 才以上対象の玩具」に適用。 ST 基準は「3 才以上 6 才未満対象の玩具に適用（6 才以上対象の玩具には警告を表示）」	ISO と ST の差異は「3 才以上の玩具」の事項である。(3 才未満の玩具には差異はない。)
		適用除外品目に、4.4.1 (36 ヶ月未満対象 (小部品関係)) の要求事項の適用除外品目を記載 (確認的な規定)	創設的な規定ではなく、確認的な規定である。
4.18.4 蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具	4.18.4 (同左)	ISO に同じ。	
4.18.4.1 一般	4.18.4.1		
4.18.4.2 口で操作する発射体付玩具	4.18.4.2 (同左)		
4.18.4.3 ダーツの形をした発射体	4.18.4.3 (同左)		
4.18.4.4 矢	4.18.4.4 (同左)		
4.19 飛行玩具	4.19		
4.19.1 一般	4.19.1 (同左)		
4.19.2 飛行玩具のローターの回転翼	4.19.2 (同左)	4.19.3 (同左)	
4.19.3 リモート・コントロールの飛行玩具のローターの回転翼			
4.20 水上玩具	4.20 水上玩具	ST は、水上で用いる空気入れビニール玩具に、「別紙 I に定める要求事項に適合すること」「定められた注意事項を玩具本体に表示すること」を規定。	浮輪は子供用特定製品の除外品目。 3 才未満対象の「水上玩具」は無いと想定。
4.21 ブレーキ	削除	ST では適用対象となる製品が無い場合、規定は設けない。	玩具自転車は子供用特定製品の適用対象製品ではない。

			電動乗用玩具は、ST では最大速度 1m/s 内であり、ブレーキの要求事項は不要。
4. 22 玩具自転車	削除	SG 基準対象製品であるため、ST 基準では除外品目とした。	玩具自転車は、子供用特定製品の適用対象製品ではない。(SG 対象製品)
4. 23 電動乗用玩具の速度制限	4. 21 電動乗用玩具の速度制限	ST では、電動乗用玩具の速度は無負荷時で 1m/s を超えない、座席の高さが 300mm を超えないとの要求事項とした。	ST のほうが ISO より要件が厳しい。
4. 24 熱源を有する玩具	4. 22 熱源を有する玩具	電気用品安全法は、同法の適用対象玩具について温度基準が設定されていることから、ST では、電気用品安全法の適用を受ける玩具にはこの要求事項は適用しないこととした。	ISO ではなく、電気用品安全法規制が適用になる旨を明記した。
4. 25 液体の詰まった玩具	4. 23 (同左)	ISO に同じ。	
4. 26 口で操作する玩具	4. 24 (同左)		
4. 27 玩具のローラースケート、インラインスケート、スケートボード	削除	ローラースケート、インラインスケート、スケートボードは SG 基準対象製品のため、ST 基準の対象除外製品とした。	これらは「子供用特定製品」の対象製品ではない。(SG 対象製品)
4. 28 玩具で使用するために特別に設計された雷管	削除	ST は、全ての雷管を適用対象製品から除外。	3 才未満対象の「玩具の雷管」は存在しないとの認識である。
4. 29 音響要件	4. 25 音響要件	ST では「雷管」箇所を削除した。	
4. 30 玩具スクーター	削除	玩具スクーターは SG 基準対象製品のため、ST 基準の対象除外製品とした。	玩具スクーターは、子供用特定製品の適用対象製品ではない。(SG 対象製品)
4. 31 磁石と磁性部品	4. 26 (同左)		
4. 32 ヨーヨーボール	削除	ST は、要求事項で不適合となる製品は存在しないと想定	3 才未満対象の製品で、要求事項に該当するものは無いと想定
4. 33 首の周囲全体又は一部に巻き付けるよう意図したストラップ	4. 27 (同左)	ISO に同じ。	
4. 34 引っ張るためのコードが付いた「そり」「トボガン」	削除	ST では、適用対象から除外した。	「そり」「トボガン」は、子供用特定製品の適用対象製品ではないと認識。
4. 35 ハンドルやステアリングホイールの顎の挟み込み	4. 28 (同左)	ISO に同じ。	
4. 36 組立	4. 29 (同左)		
4. 37 機能的な玩具	4. 30 (同左)		

4. 38 食物に接触することを 意図した玩具	4. 31 (同左)		
4. 39 膨らませ式玩具	4. 32 (同左)		
—	4. 33 陸上で用いることを 目的とする空気入れビ ニール玩具	ST 独自の要求事項	ST 独自の要求事項である。
—	4. 34 電池	ST 独自の要求事項	ST 独自の要求事項である。
—	4. 35 食物等を模した玩 具・食物等の匂いのある玩具	ST 独自の要求事項	ST 独自の要求事項である。

第 5 章 試験方法

ISO8124-1:2022	ST 基準	ISO と ST 基準の差異	3 才未満対象の玩具への影響
5. 1 総則	5. 1 総則	ISO に同じ。	
5. 2 小部品試験	5. 2 (同左)		
5. 3 特定の玩具の形状及び 寸法の試験	5. 3 (同左)		
	5. 3. 1 噛む試験	ST 独自の試験方法	ST 独自の試験方法である。
5. 4 小球の試験	5. 4 (同左)	ISO に同じ。	
5. 5 ポンポンの試験	5. 5 (同左)		
5. 6 幼児用遊び人形の試験	5. 6 (同左)		
5. 7 部品又は構成部品の接 触可能性	5. 7 (同左)		
5. 8 鋭い縁部の試験	5. 8 (同左)		
5. 9 尖った先端の試験	5. 9 (同左)		
5. 10 プラスチック・フィル ム又はシートの厚さの 測定	5. 10 (同左)		
5. 11 コードの試験	5. 11 (同左)		
5. 12 安定性及び過荷重試験	5. 12 (同左)		
5. 12. 1	5. 12. 1 (同左)		

5.12.2 横方向の安定性試験、安定のために足が着く場合	5.12.2 横方向の安定性試験、安定のために足が着く場合	ISOの「ただし、玩具用スクーターの場合は、図53に指定されている寸法の試験荷重を用いる」との個所は、STでは削除。	「玩具用スクーター」はSTの対象製品から除外している。(SG対象製品)
5.12.3	5.12.3	ISOに同じ。	
5.12.4	5.12.4	ISOに同じ。	
—	5.12.4A 子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性試験	(ST基準の対象製品としている) 滑り台、ジャングルジム、シーソー等についての「安定性」の試験方法	これら製品は、子供用特定製品の対象製品ではない。
5.12.5 乗物玩具及び座席の過荷重試験	5.12.5 乗物玩具及び座席の過荷重試験(同左)	ISOに同じ。	
5.12.6 静止している床面玩具の安定性試験	5.12.6 静止している床面玩具の安定性試験(同左)	ISOに同じ。	
—	5.12.7 ぶらんこの強度	ST独自の試験方法	「ぶらんこ」は子供用特定製品の対象製品ではない。
5.13「閉める仕組み(closure)」及びおもちゃ箱の蓋の試験	5.13「閉める仕組み(closure)」及びおもちゃ箱の蓋の試験(同左)	ISOに同じ。	
5.14 顔を覆う玩具の衝撃試験	5.14 顔を覆う玩具の衝撃試験(同左)	ISOに同じ。	
5.15 運動エネルギーと壁面衝撃試験	5.15 運動エネルギーと壁面衝撃試験(同左)	ISOに同じ。	
5.16 惰性走行(フリーホイール)機能とブレーキ性能試験	削除	玩具自転車はST除外製品なので、この規定は不要。	「玩具自転車」は子供用特定製品の対象製品ではない。
5.17 電動乗用玩具の速度の決定	削除	電動乗用玩具は、STでは「無負荷」で速度計測をするため、この試験方法は不要。	
5.18 温度上昇の測定	5.16(同左)	ISOに同じ。	
5.19 液体の詰まった玩具の漏れ	5.17(同左)	ISOに同じ。	
5.20 口で操作する玩具の耐久性	5.18(同左)	ISOに同じ。	

5.21 膨張材料	5.19 膨張材料	ISO の「50 %以上膨張する玩具又は構成部品は、7) 及び 8) に従って試験すること」の文言、「7) 及び 8)」は、ST では削除。	STの方がISOより要件が厳しい。
5.22 折り畳み機構又は摺動（スライド）機構	5.20（同左）	ISO に同じ。	
5.23 洗うことができる玩具	5.21（同左）	ISO に同じ。	
5.24 合理的に予測可能な濫用試験 5.24.1 一般	5.22 合理的に予測可能な濫用試験 5.22.1（同左）	ST は、「36 ヲ月未満対象の玩具」に限定（36 ヲ月以上 96 ヲ月未満対象の玩具には落下試験を実施する。）	「3 才以上の玩具」で試験項目に差異。 （3 才未満対象の玩具については、ISO と ST は同じ）
5.24.2 落下試験	5.22.2（同左）	ISO に同じ。	
5.24.3 大型でかさばる玩具のための転倒試験	5.22.3（同左）	ISO に同じ。	
5.24.4 玩具用スクーター以外の車輪付き乗物玩具のための動的強度試験	5.22.4 車輪付き乗物玩具のための動的強度試験	ST では、項目名から「玩具用スクーター以外の」を削除	「玩具用スクーター」は ST 対象外製品。（SG 対象製品） 「子供用特定製品」ではない。
5.24.5 トルク試験	5.22.5（同左）	ISO に同じ。	
5.24.6 引張試験	5.22.6（同左）		
5.24.6.1～5.24.6.7	5.22.6.1～5.22.6.7（同左）		
5.24.7 圧縮試験	5.22.7（同左）		
5.24.8 曲げ試験	5.22.8（同左）		
5.25 音圧レベルの測定	5.23（同左）		
5.25.1.1～5.25.1.5	5.23.1.1～5.23.1.5（同左）		
5.25.2 特定の試験方法	5.23.2（同左）		
5.25.2.1～5.25.2.5	5.23.2.1～5.23.2.5（同左）		
5.25.2.6 雷管発射玩具	削除	要求事項を置かないため、試験方法は不要。	3 才未満の玩具には無いと想定
5.26 玩具用スクーターの静的強度	削除	要求事項を置かないため、試験方法は不要。	「玩具用スクーター」は ST 対象外製品。（SG 対象製品） 「子供用特定製品」ではない。
5.27 玩具用スクーターの動的強度	削除		

5.28 玩具スクーターのブレーキ性能	削除		
5.29 玩具スクーターのステアリングチューブの強度	削除		
5.30 ハンドルバーの離脱に対する耐性	削除	要求事項を置かないため、試験方法は不要。	
5.31 磁石の引張試験	5.24 (同左)	ISO に同じ。	
5.32 磁石の磁束指数	5.25 (同左)		
5.33 磁石の衝撃試験	5.26 (同左)		
5.34 磁石の浸漬試験	5.27 (同左)		
5.35 発射体の射距離の測定	5.28 (同左)		
5.36 剛性発射体の先端のアセスメント	5.29 (同左)		
5.37 吸盤付き発射体の長さ	5.30 (同左)		
5.38 ヨーヨー玉の測定	削除	要求事項を置かないため、試験方法は不要。	
5.39 顎挟み込み試験	5.31 (同左)	ISO に同じ。	

第6章 表示

ISO8124-1:2022	ST 基準	ISO と ST 基準の差異	3才未満対象の玩具への影響
ISO8124-1 附属書 B	6.1～6.2.4.14	ISO は Informative 文書（参考文書） ST は規範的規定	

付属書（情報提供）の扱い

Annex A (informative) Age-grading guidelines

Annex B (informative) Safety-labelling guidelines and manufacturer's markings （提供情報の内容を、ST 基準の「警告」等の文言に反映（第6章））

Annex C (informative) Design guidelines for toys attached to cribs or playpens

Annex D (informative) Toy gun marking

Annex E (informative) Rationale （「参考資料」として ST 基準に掲載）

Annex F (informative) Bath toy projection design guidelines （上記の「参考資料」に追記した。）

Annex G (informative) Significant technical changes between this document and the previous edition.